

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和三十九年十二月二十一日)(月曜日)(午前十時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 森田重次郎君

理事 龜山 孝一君 理事 田川 誠一君

理事 渡海元三郎君 理事 中島 茂喜君

理事 藤田 義光君 理事 川村 義義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

理事 大石 八治君 理事 大西 正男君

理事 奥野 誠亮君 理事 龜岡 高夫君

理事 久保田次君 理事 島村 一郎君

理事 武市 恭信君 理事 登坂重次郎君

理事 三池 信君 理事 村山 達雄君

理事 森下 元晴君 理事 山崎 巖君

理事 和爾俊二郎君 理事 秋山 徳雄君

理事 阪上安太郎君 理事 重盛 寿治君

理事 千葉 七郎君 理事 華山 親義君

理事 細谷 治嘉君 理事 栗山 礼行君

理事 門司 亮君

一月二十五日

中馬辰猪君が議院において委員長に選任された。

昭和四十年一月二十九日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 田川 誠一君 理事 藤田 義光君

理事 川村 義義君 理事 佐野 憲治君

理事 安井 吉典君

理事 大石 八治君 理事 奥野 誠亮君

理事 龜岡 高夫君 理事 久保田次君

理事 武市 恭信君 理事 村山 達雄君

理事 山崎 巖君 理事 和爾俊二郎君

理事 細谷 治嘉君 理事 門司 亮君

出席政府委員 吉田 賢一君

警 視 監 警察庁長官官 浜中 英二君

自治政務次官 高橋 禎一君

自治事務官 松島 五郎君

大臣官房長

委員外の出席者

議員 川村 義義君

議員 越村安太郎君

専門 員

一月十二日

委員千葉七郎君辞任につき、その補欠として井岡大治君が議長の名で委員に選任された。

同日二十一日

委員栗山礼行君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の名で委員に選任された。

同日二十五日

委員渡海元三郎君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君が議長の名で委員に選任された。

昭和三十九年十二月二十一日

地方財政法の一部を改正する法律案(川村義義君外八名提出、第四十六回国会衆議院第四三三)

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

昭和四十年一月二十三日

銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)(予)

同日二十七日

地方交付税の税率引き上げに関する請願(相川勝六君紹介)(第七号)

同(足鹿寛君紹介)(第八号)

同(綾部健太郎君紹介)(第九号)

同(井原岸高君紹介)(第一〇号)

同外十一件(伊東隆治君紹介)(第二一号)

同外二件(池田正之輔君紹介)(第二二号)

同外十二件(植木庚子郎君紹介)(第二三三)

同外一件(上村千一郎君紹介)(第二四四)

同(内海清君紹介)(第二五五)

同外四件(遠藤三郎君紹介)(第二六六)

同外三件(大久保武雄君紹介)(第二七七)

同(大竹太郎君紹介)(第二八八)

同(奥野誠亮君紹介)(第二九九)

同(鍛冶良作君紹介)(第三〇〇)

同(海部俊樹君紹介)(第三一一)

同(鴨田宗一君紹介)(第三二二)

同外五件(飯谷忠男君紹介)(第三三三)

同外一件(木部佳昭君紹介)(第三四四)

同外二件(木村武雄君紹介)(第三五五)

同外一件(倉成正君紹介)(第三六六)

同(小宮山重四郎君紹介)(第三七七)

同(佐々木義武君紹介)(第三八八)

同外一件(坂田道太郎君紹介)(第三九九)

同外四件(櫻内義雄君紹介)(第四〇〇)

同(沢田政治君紹介)(第四一一)

同外二件(始関伊平君紹介)(第四二二)

同(雅名悦三郎君紹介)(第四三三)

同外八件(正示啓次郎君紹介)(第四四四)

同外九件(園田直君紹介)(第四五五)

同外四件(田中彰治君紹介)(第四六六)

同(田中正巳君紹介)(第四七七)

同外一件(竹山祐太郎君紹介)(第四八八)

同(塚田徹君紹介)(第四九九)

同外一件(網島正興君紹介)(第五〇〇)

同(網島正興君外三名紹介)(第五一一)

同(渡海元三郎君紹介)(第五二二)

同外一件(登坂重次郎君紹介)(第五三三)

同(泊谷裕夫君紹介)(第五四四)

同外一件(内藤隆君紹介)(第五五五)

同外一件(中島茂喜君紹介)(第四六六)

同(中村寅太郎君紹介)(第四七七)

同(中村庸一郎君紹介)(第四八八)

同(西村直己君紹介)(第四九九)

同外三件(野田卯一君紹介)(第五〇〇)

同外一件(野見山清造君紹介)(第五一一)

同外九件(早川崇君紹介)(第五二二)

同外三件(原健三郎君紹介)(第五三三)

同(肥田次郎君紹介)(第五四四)

同外十四件(福永一臣君紹介)(第五五五)

同(藤田義光君紹介)(第五六六)

同外七件(古川丈吉君紹介)(第五七七)

同外六件(坊秀男君紹介)(第五八八)

同(益谷秀次君紹介)(第五九九)

同外七件(松野頼三君紹介)(第六〇〇)

同外一件(三木武夫君紹介)(第六一一)

同外六件(南好雄君紹介)(第六二二)

同(村山達雄君紹介)(第六三三)

同外一件(毛利松平君紹介)(第六四四)

同外四件(山口喜久一郎君紹介)(第六五五)

同(吉田重延君紹介)(第六六六)

同(渡辺美智雄君紹介)(第六七七)

同(綾部健太郎君紹介)(第六八八)

同(有田喜一君紹介)(第六九九)

同外四件(岩動道行君紹介)(第七〇〇)

同外一件(池田清志君紹介)(第七一一)

同外二件(池田正之輔君紹介)(第七二二)

同外十四件(植木庚子郎君紹介)(第七三三)

同(内田常雄君紹介)(第七四四)

同外三件(内海安吉君紹介)(第七五五)

同外二件(小澤佐重喜君紹介)(第七六六)

同(大坪保雄君紹介)(第七七七)

同外一件(大橋武夫君紹介)(第七八八)

同外一件(大平正芳君紹介)(第七九九)

同(加藤精三君紹介)(第二一四号)
同(加藤常太郎君紹介)(第二一五号)
同外三件(川崎寛治君紹介)(第二一六号)
同外一件(久保田円次君紹介)(第二一七号)
同外七件(黒金泰美君紹介)(第二一八号)
同(河本敏夫君紹介)(第二一九号)
同外一件(笹山茂太郎君紹介)(第二二〇号)
同(櫻内義雄君紹介)(第二二二号)
同外九件(志賀健次郎君紹介)(第二二三号)
同外三件(椎熊三郎君紹介)(第二二四号)
同外三件(椎名悦三郎君紹介)(第二二五号)
同外十六件(白濱仁吉君紹介)(第二二六号)
同(正力松太郎君紹介)(第二二七号)
同外二件(竹下登君紹介)(第二二八号)
同(地崎三郎君紹介)(第二二九号)
同(網島正興君紹介)(第二三〇号)
同外三件(坪川信三君紹介)(第二三一〇号)
同外十件(床次徳二君紹介)(第二三二号)
同外一件(内藤隆君紹介)(第二三三号)
同外一件(中垣國男君紹介)(第二三四号)
同(中竹根康弘君紹介)(第二三五号)
同外三十二件(永井勝次郎君紹介)(第二三六号)
同外四件(野原正勝君紹介)(第二三七号)
同外八件(羽田武嗣郎君紹介)(第二三八号)
同外二件(八田貞義君紹介)(第二三九号)
同(福田繁芳君紹介)(第二四〇号)
同外十一件(藤田義光君紹介)(第二四一〇号)
同(松浦定義君紹介)(第二四二号)
同(松野頼三君紹介)(第二四三号)
同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二四四号)
同(淡谷悠蔵君紹介)(第二四五号)
同外四件(岡田春夫君紹介)(第二四六号)
同外五件(奥野誠亮君紹介)(第二四七号)
同外一件(加藤高藏君紹介)(第二四八号)
同(小林進君紹介)(第二四九号)
同外三件(齋藤邦吉君紹介)(第二五〇号)
同(笹山茂太郎君紹介)(第二五一号)
同外二十五件(田中龍夫君紹介)(第二五二号)
同外一件(田村良平君紹介)(第二五三号)

同(高瀬傳君紹介)(第一八五号)
同(谷垣專一君紹介)(第一八六号)
同外二件(千葉三郎君紹介)(第一八七号)
同(渡海元三郎君紹介)(第一八八号)
同外五件(堂森芳夫君紹介)(第一八九号)
同(福永健司君紹介)(第一九〇号)
同外三件(松澤雄藏君紹介)(第一九二号)
同外一件(松平忠久君紹介)(第一九三号)
同(青木正君紹介)(第一九四号)
同外十二件(赤澤正道君紹介)(第一九五号)
同外三件(赤路友藏君紹介)(第一九六号)
同(稻村左近四郎君紹介)(第一九七号)
同外二件(今松治郎君紹介)(第一九八号)
同外七件(内田常雄君紹介)(第一九九号)
同(小淵恵三君紹介)(第二〇〇号)
同外五件(大西正男君紹介)(第二〇一〇号)
同外一件(龜山孝一君紹介)(第二〇二号)
同(飯谷忠男君紹介)(第二〇三号)
同(熊谷義雄君紹介)(第二〇四号)
同外十一件(倉石忠雄君紹介)(第二〇五号)
同(椎名悦三郎君外一名紹介)(第二〇六号)
同(田澤吉郎君紹介)(第二〇七号)
同外二件(田中彰治君紹介)(第二〇八号)
同外一件(竹内繁一君紹介)(第二〇九号)
同外六件(谷川和穂君紹介)(第二一〇号)
同(永末英一君紹介)(第二一一号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第二一二号)
同(西村榮一君紹介)(第二一三〇号)
同外三件(橋本龍太郎君紹介)(第二一四号)
同外四件(濱田幸雄君紹介)(第二一五号)
同外一件(坊秀男君紹介)(第二一六号)
同外二件(三池信君紹介)(第二一七号)
同(森田重次郎君紹介)(第二一八号)
同(山中吾郎君紹介)(第二一九号)
同(山花秀雄君紹介)(第二二〇号)
同外四件(豆田四郎君紹介)(第二二一〇号)
同外一件(綾部健太郎君紹介)(第二二二号)
同(萬田尚登君紹介)(第二二三号)
同外十件(太平正芳君紹介)(第二二四号)

同外二件(亀岡高夫君紹介)(第二二五〇号)
同(飯谷忠男君紹介)(第二二六一号)
同外二件(壽原正一君紹介)(第二二七号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第二二八号)
同(長谷川正三君紹介)(第二二九号)
同外五件(福田篤泰君紹介)(第二三〇号)
同外五件(前田正男君紹介)(第二三一〇号)
同(三池信君紹介)(第二三二〇号)
同外二件(栗山秀君紹介)(第二三三〇号)
同(栗山秀君外一名紹介)(第二三四号)
同(小澤佐重君外一名紹介)(第二三五号)
同(大平正芳君紹介)(第二三六号)
同(佐々木義武君紹介)(第二三七号)
同外七件(坂田道太君紹介)(第二三八号)
同外十四件(篠田弘作君紹介)(第二三九号)
同(網島正興君紹介)(第二四〇号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第二四一〇号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第二四二号)
同外五件(前尾繁三郎君紹介)(第二四三号)
同(松井政吉君紹介)(第二四四号)
同(山花秀雄君紹介)(第二四五号)
同(山花秀雄君紹介)(第二四六号)
同(天野光晴君紹介)(第二四七号)
同外六件(荒船清十郎君紹介)(第二四八号)
同(中曾根康弘君紹介)(第二四九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)
地方財政の一部を改正する法律案(川村維義君外八名提出、第四十六回国会衆議院第四三三三号)
昭和四十年年度警察庁及び自治省関係予算の説明
聴取

○中馬委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
今回、はからずも私が地方行政委員長に就任す

ることになりました。本委員会の使命にかんがみまして、その職責はまことに重大であります。幸いに練達さんのような委員諸君の御協力を賜わりまして、本委員会の運営には公正を期し、大過なきを期したいとお願いいたしておる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
以上、簡単でございますが、ごあいさついたします。(拍手)

○中馬委員長 次に、国政調査承認要求に関する件につきましておはかりいたします。

すなわち、衆議院規則第九十四条の規定に基づき、本会期中、当委員会の所管に属する事項につき、国政に関する調査を行ないたいと存じます。つきましては、地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項について国政に関する調査を行なうこととし、議長に對しその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○中馬委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中馬委員長 この際、昭和四十年年度自治省関係予算の概要について政府から説明を聴取いたします。松島官房長。

○松島政府委員 お手元にお配りしてございます「昭和四十年年度予算の概要」という資料によりまして御説明を申し上げます。

昭和四十年年度の自治省関係の一般会計歳出予算計上予定額は七千三百三億四千三百三十八万二千円でございます。前年度に對比いたしまして一千四百億一千八百六十一万円の増加となっております。うち、自治本省におきましては七千二百九十億七千四百八十六万円でございまして、前年度に對比いたしまして一千十一億三千九百七十三万

消防研究所、消防大学の一般職員の給与に要する経費その他事務費でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

大蔵省及び自治省所管の交付税及び譲与税配付金特別会計でございますが、この特別会計の歳入歳出予算額は、歳入においては七千八百十八億四千四百四十五万八千円でございます。歳出は七千八百十二億三千七百七十七万七千円でございます。

内訳について申し上げます。

まず、歳入につきましては、七千八百十八億四千四百四十五万八千円のうち、一般会計よりの受け入れ、すなわち交付税財源として受け入れますものが七千六百六十二億一千三百五十八万八千円でございます。そのほかに、地方道路税として四百八十五億一千二百万円、石油ガス税として三億九千四百万円、特別とん税として三十九億三千九百万円、借入金として二百二十億円、前年度剰余金受け入れとして七億二千三百万円、雑収入として六千五百十万円でございます。このうち、借入れ金の百二十億円は、昭和三十九年度において交付税特別会計において百五十億円の借入れをいたしましたが、この百五十億円の借入れを歳出の項の第三の国債整理基金特別会計への繰り入れ百五十億七千五百万円とありますところ、百五十億円を償還をいたします。そうして新たにこの特別会計より百二十億円を借り入れる、こういう仕組みになるわけでございます。差額の三十億円が本年度分の交付税から減額になる、かようになるわけでございます。

次に、歳出について申し上げますと、いま申し上げましたことから、一般会計から受け入れた交付税交付金として繰り入れられましたもののうち三十億を減じまして、七千三百三十一億八千七百七十七万円を交付税交付金として歳出する予定をいたしております。なお、地方譲与税譲与金は、先ほど申し上げました地方道路税、石油ガス税、特別とん税の合計五百二十八億四千五百万円でございます。国債整理基金特別会計への繰り入

れは、先ほど御説明申し上げました昭和三十九年度において借り入れました百五十億円の償還金と、それに伴います利息分と、譲与税につきまして借り入れます分の利息、合わせまして百五十億七千五百万円でございます。その他、諸支出金、予備費を合わせまして、歳出合計は七千八百十二億三千七百七十七万七千円となっております。以上が、自治省関係の予算案の概要でございます。

○中馬委員長 次に、昭和四十年年度警察庁関係予算の概要について、政府から説明を聴取いたします。浜中官房長。

○浜中政府委員 警察庁関係について御説明を申し上げます。

お手元に資料をお配りいたしておりますが、一枚づつになっております昭和四十年年度警察庁関係予算についてそれから「昭和四十年年度補助金予算調」と、前年度比較増減と書いてございます資料につきまして、概要を御説明申し上げます。

昭和四十年年度の警察庁の予算として計上しました額は、末尾の合計欄にございますように、総額で二百五十二億二千三百四十万三千円、前年度に比しまして二十五億一千六百八十二万八千円の増でございます。この経費は国庫で直接支弁する経費と都道府県警察に対する補助金ととなっております。

御承知のように国庫で直接支弁する経費は、警察庁及びその付属機関並びに地方機関自体の経費のほか、警察法第三十七条第一項の規定に基づき都道府県警察に要する経費のうち、教養、通信、装備、鑑識等全国的に統一または調整をはかる必要のある事務及び警備警備、国の公安にかかわる犯罪その他特に重要な犯罪等の捜査に要する経費でございます。その内容のおもなものは、事項の第一にございます警察庁の一般行政に必要な経費として六十一億一千三百八十九万五千円、これは警察庁の職員及び地方警察官の人員費五十五億二千二百二十九万一千円のほか、警察庁及び地方機関の一般事務費及び各所修繕費等でございます。

す。なお、この中には刑事及び麻薬の都道府県警察官三千五百人の増員経費一億四百四万円が含まれております。前年度に比しまして二億六千四百六十六万六千円の増となっておりますが、主として昇給、昇格等による人員費の増でございます。

それから第二は、警察機動力の整備に必要な経費、四十二億九千五百三十九万三千円でございます。これは警察用車両の購入、警察装備品の整備、舟艇の建造及び警察通信の整備並びに維持管理に要する経費でございます。昭和四十年年度は車両整備第二次三年計画の第二年度分といたしまして、交通取り締まり用車、捜査用車、麻薬捜査用車、警備用車及び無線警報車等の一般活動用車等、合計一千七百七十七台を購入整備するために必要な経費十一億八千九百五十万一千円、ほかに警察装備品の整備に必要な経費とあるいは警察用舟艇の建造費等であります。

また通信関係では、今度関東から東北、北海道の一般線をマイクロ化するために要します経費三億六千九百四十二万二千円を主といたしまして、そのほかに二級線のマイクロ化、市外自動交換機の新設に要する経費、一斉指令装置新設に要する経費、携帯無線機、簡易無線機、携帯受令機、超短波無線機等の購入に要する経費、移動多重無線電話の増設に要する経費、その他現行の警察装備及び警察通信の維持等に必要経費でございます。前年度に比しまして六億五千二百三十三万八千円の増となっております。

第三は、警察教養に必要な経費四億六千六百九十六万八千円でございます。この経費は警察学校入校生の旅費三億四千九百三十四万二千円、ほか学校教養のための備品、体育教材の整備及び初任科用教科書作成に要する経費でございます。そのほか学校教養及び調査研究のための経費等でございます。総額において前年度より六百九十三万八千円の増となっております。

第四は、刑事警察に要する経費十一億一千七百七十三万八千円でございます。これは国庫負担となる暴力団の犯罪の取り締まりに要する経費二億

六千八百八十六万四千円、そのほか一般の刑法犯の取り締まりに必要な経費四億八百二十四万一千円、全国の犯罪鑑識施設の維持運営に要する器材の購入費及び消耗品費、その他鑑識活動に要する経費四億二千六百九十六万三千円、そのほか犯罪統計等の事務に必要な経費でございます。前年度に比しまして一億九百八十八万一千円の増となっております。

第五は、保安警察に必要な経費四億九千六百六十四万四千円でございます。この経費は、防犯警察、少年警察に要する経費、密貿易、麻薬、危険物の取り締まりに要する経費、その他特別法令違反の取り締まりに要する経費四億五千九百六十九万八千円、ほかに行幸啓の警衛等に要する経費三千六百九十九万六千円でございます。前年度に比しまして四千三百五十四万四千円の増でございます。

第六は、交通警察に必要な経費四千八百八十七万七千円でございます。御承知のように、交通は補助金を中心となっておりますので、国費といたしましては、以上のような額でございます。内容は、広域交通事件捜査等交通警察に要する経費三千三百八十七万七千円及び全日本交通安全協会の委託費千五百万円でございます。前年度に比しまして千四百五十四万三千円の増でございます。

第七は、警備警察に必要な経費二十七億四百六十四万五千円でございます。この経費は集団の威力をもつてする不法行為事件の取り締まり、機動隊の隊員の日額旅費や運営に要する経費十九億二千四百二十九万九千円、警備に要する経費四千九百九十四万五千円、その他外事関係事件の捜査取り締まりに要する活動経費七億三千六百七十七万一千円でございます。前年度に比しまして総額で三億二千七百八十五万八千円の増でございます。

第八は、警察電話の専用回線の維持に必要な経費十四億九千四百五十五万一千円、この経費は、警察電話回線を維持するために日本電信電話公社に支払う経費でございます。

第九は、本年六月施行の参議院選挙取り締まりに要する経費四千九百九十七万七千円。

第十は、科学警察研究所に要する経費一億三千三百六十七万二千円、この経費は、科学警察研究所の職員の人件費等の一般経費八千八百三十七万九千円のほかに、犯罪の捜査、少年の非行防止、道路交通の円滑化と危険防止についての研究及び実験並びにこれらに應用する鑑定または検査に要する資器材の購入及び維持費、消耗品費等でございます。前年度に比へまして千二百八十七万一千円の増額計上とさせていただきます。

第十一は、皇宮警察に要する経費六億五千八百九十九万三千円、この経費は皇宮警衛官や皇宮警察職員の人件費等の一般経費六億九百二十六万円のほかに、行幸啓の警衛に要する活動旅費等でございます。前年度に比へまして四千五百九十九万九千円の増額計上とさせていただきます。

次に、第十二は、警察庁の施設の整備に必要な経費といたしまして十四億一千百六十六万四千円、この経費は、警察学校や機動隊舎の整備に要する経費及び小規模な施設の整備に要する経費でございます。

最後に、都道府県警察に対する補助金は、警察法第三十七条第三項の規定に基づきまして、都道府県費負担となる警察費のうち人件費、被服費その他通常職員設置に伴い必要となる経費以外の経費につきまして国庫が補助するものでございまして、六十二億三千八百四十九万六千円を計上してございまして、前年度に比へまして六億六千五百十四万九千円の増額計上とさせていただきます。

その内訳等につきましては、その次の補助金予算額調をもとにいたしまして御説明申し上げます。

第一は一般行政費の補助金四十六億八百八十六万八千円でございます。一般行政補助金はいわゆる一般の犯罪捜査、少年警察の強化、交通取り締まり、雑踏警戒、外勤活動その他の警察活動に要する経費、警察用車両や警察用舟艇の燃料費や修繕費、原動機付自転車の購入及び維持、交通安全施設の整備費など、警察装備に要する経費、そのほか都道府県費で負担することになっております警察電話の専用料その他警察活動に伴う事務費

に対する補助金でございます。

そのおもなものについて御説明を申し上げますと、増員の欄では、今回外勤警察官の勤務体制の合理的な改善をはかるというところ、主要都市及びその周辺地区の警力を強化いたしますために、昭和四十一年度から三カ年、一万八千人の増員を行なうことといたしまして、昭和四十一年度に六千人を増員いたすための募集経費約千九百万円が、この増員の中に入っておりますわけでござい

ます。それから装備の項目につきましては一億五千四百八十八万円の増となっておりますが、これは警察用の車両、原動機付自転車の維持及び警察用舟艇の維持等の費用でございます。暴力団取り締まりやその他一般犯罪の取り締まり等捜査関係におきましては、九千六万一千円の増となっております。青少年非行防止対策の強化等防犯関係におきましては千八百三十八万八千円の増、それから交通事故の捜査及び交通取り締まり並びに信号機、交通標識等の交通安全資機材の購入に要する経費等の交通関係におきましての一億三千八百二十七万九千円の増額等を含めまして、総額が五億十六万四千円の増計上となっておりますわけでござ

います。第二の施設整備補助金でございますが、これは八億七千九百三十一万九千円でございます。都道府県警察本部、警察署、派出所、駐在所その他都道府県警察庁舎の新増設に必要経費でございます。前年度に比へまして一億二千六百三十九万六千円の増計上とさせていただきます。

第三は、警察官の待機宿舎の整備に対する補助金七億五千三百九十万九千円でございます。これは刑事、警備の専従員等、常時待機を必要とする警察職員の宿舎の整備に要する経費に対する補助金でございます。前年度に比へまして三千八百五十八万九千円の増計上となっておりますわけでござ

います。以上が昭和四十一年度の警察庁予算についての概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○中馬委員長 次に、内閣提出にかかる地方行政連絡会議法案を議題といたします。

地方行政連絡会議法案

地方行政連絡会議法

(目的)

第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることににより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

(組織)

第二条 地方行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)をもつて組織する。

第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一 管区行政監察局

二 管区警察局長(警視庁及び北海道警察本部を含む。)

三 財務局長

四 地方農政局

五 管林局長

六 通商産業局長

七 陸運局長

八 海運局長

九 港湾建設局長

十 地方建設局長(北海道開発局を含む。)

十一 その他政令で定める国の地方行政機関

十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。)(の機関の長又は関係のある地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの)

2 会議に、議長及び副議長を置く。

3 議長は、会議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が会議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。

4 議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議の結果の尊重)

第五条 会議において協議がととのつた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するよう努めるものとする。

(資料の提出等の要求等)

第六条 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡会議は、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、その求めに応じて、会議において協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

(意見の申出等)

第七条 連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができる。

2 会議における協議事項に関係のある大臣は、

必要があるときは、当該関係のある所管事務について連絡会議の意見をきくことができる。
(経費の負担)

第八条 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(報告)

第九条 連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を自治大臣及び会議における協議事項に

関係のある大臣に報告するものとする。
(雑則)

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

名 称	組 織
北海道地方行政連絡会議	北海道
東北地方行政連絡会議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地方行政連絡会議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横濱市
東海地方行政連絡会議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市
北陸地方行政連絡会議	富山県、石川県及び福井県
近畿地方行政連絡会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市
中国地方行政連絡会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国地方行政連絡会議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡会議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

理 由

地方公共団体が国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協調を図ることにより、地方における広域的にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資するため、全国九ブロックに地方行政連絡会議を設ける必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

○中馬委員長 本法律案は、第四十六回国会からの継続法律案でございます。

この際、政府からまず趣旨の説明を聴取いたします。高橋自治政務次官。

○高橋(補)政府委員 ただいま議題となりました

地方行政連絡会議法案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

今日、社会経済の進展に伴う地域社会の広域化に相応し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様となり、各種の行政が相互に密接に相関連してまいつておるのがあります。このような地方行政の動向に対処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的にかつ、円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協調を保ちながらその相互の連絡協調をはかることを考えることが緊要と存ぜられるのでありまして、さきに、地方制度調査会におきまして、このような観点から都道府県を越える広域行政について、この種の連絡協調のための組織を設けるべき旨の答申がなされておるのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡会議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に係る関係のある国の出先機関の長を加えまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の関係出先機関等との間の連絡協調を組織的に進め、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資せしめることといたしたのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれに地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡会議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及びその実施について必要な連絡と協調を行なうものとしたものであります。この連絡及び協調を行なうための会議は、都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、おおむね数府県の区域を管轄する国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な関係を持つている機関の長で構成するものとしております。

第二に、会議の構成員は、協議のとのつた事項については、これを尊重してそれぞれの担任事務を処理するようにつとめるものとしたとして、連絡協調の成果を国、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしてあります。

第三に、連絡会議と関係行政機関等との関係につきましては、連絡会議は、関係行政機関等に対して必要な協力を求めることができることとするほか、これらの機関からの求めに応じて関係資料を提出しなければならないものとし、また、連絡会議は、必要に応じて関係大臣、公共企業体等の長に対して意見を申し出ることができるものとする。同時に、関係大臣は、所管事務について連絡会議の意見を聞くことができることとしたのであります。

最後に、連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他連絡会議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡会議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中馬委員長 次に、川村経義君外八名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、法令の規定に基づ

き当該都道府県の負担に属するものとされてい
る経費で次の各号に掲げるものについては、住
民に対し、直接であると間接であるとを問わ
ず、その負担を転嫁してはならない。
一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要す
る経費
二 都道府県立の高等学校の施設の建設事業に
要する経費
三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修
繕に要する経費
(市町村が住民にその負担を転嫁してはならな
い経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき
当該市町村の負担に属するものとされている経
費で次の各号に掲げるものについては、住民に
対し、直接であると間接であるとを問わず、そ
の負担を転嫁してはならない。
一 市町村の職員の給与に要する経費
二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設
事業に要する経費
三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持
及び修繕に要する経費

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、
住民に負担を転嫁してはならない経費として、都
道府県については新たに都道府県立の高等学校の
職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を
追加し、市町村については政令への委任を改めて
法定することともに新たに市町村立の小中学校
の施設の建設事業費を追加する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

○中馬委員長 本法律案は、第四十六回国会から
の継続法律案でございます。

この際、提出者から趣旨の説明を聴取いたしま
す。川村議員君。
○川村議員 私は、日本社会党を代表し、ただい
ま議題となりました地方財政法の一部を改正する
法律案の提案理由とその要旨をあらためて御説明
申し上げます。
ここ数年、国と地方間の行政や財政の乱れは
ひどく、地方財政の運用に当たり、国は十分な
財源措置で事業計画を地方に押しつけ、補助金、
助成金も単価が低く、当然国でやるべきもので
負担を地方に強制的に押しつけてあります。
したがって、それに伴い、都道府県と市町村間、
または地方公共団体と住民間の財政秩序は、ば
く大な税外負担、寄付金等の強制で大きく乱され
ているのであります。

これら地方公共団体間並びにこれと住民間の財
政秩序の適正化をはかり、地方財政のより健全な
運営を確保することは、当面の緊急事でありま
す。その趣旨を一步でも前進させ、実効あらしめ
たい、これが本法律案の提案の理由であります。
次に、本法律案の内容の趣旨を御説明申し上げ
ます。

第一は、都道府県住民にその負担を転嫁しては
ならない経費についてであります。一昨年度にお
ける法改正により、昨年四月一日から、都道府県
が行なう高等学校の施設の建設に要する経費につ
いて、これを市町村に負担させることを禁止し、
また、住民にその負担を転嫁させてはならないこ
とになりましたが、新たに、現在、過大な税外負
担によつてまかなわれていた都道府県立の高等学
校の給与に要する経費及び都道府県立の高等学
校の施設の維持及び修繕に関する経費を追加いた
したのであります。小中学校では、すでに数年前よ
り禁止対象になっていたこの二項目の措置を高等
学校にも適用することは税外負担の解消を前進さ
せる上から当然の措置であらうと考えるのであり
ます。

第二は、市町村が住民にその負担を転嫁させて
はならない経費についてであります。市町村の職

員の給与に要する経費及び市町村立の小学校及び
中学校の施設の維持及び修繕に要する経費につ
いては、政令により住民負担を禁止せられていま
す。ところでありますが、この政令への委任をあらか
じめ法定し、新たに市町村立の小学校及び中学校
の施設の建設事業に要する経費についても、新た
に追加し、税外負担強要の多発現象を解消し、地
方財政秩序の健全化をはからんとするものであり
ます。

以上が本法案を提出する理由並びにその要旨で
あります。
慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんこと
をお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
次回は公報をもつてお知らせすることとし、本
日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

昭和四十年二月二日印刷

昭和四十年二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局